本誌のご購入はこちら

ますます増える無線装置の製造のために

保存版 はじめての技適取得の基礎知識

坂本 佳三 Keizo Sakamoto

私の社会人生活は，無線による国際通信に従事することから始まりました．その後，国外を含む無線/高周波関係の職場を渡り歩きました．前職では無線関係の登録証明機関の証明員として，技適(技術基準適合証明)や認証(工事設計認証)の審査を行ってきました．その後，独立して技適や認証を取得するお手伝いを行って7年目を迎えています．近年は無線の用途が多岐に広がり，電波とは縁遠い企業からも無線に関する法規制や専門的な用語について相談を受けるようになりました．

そこで本稿では免許不要で使える無線機器を製造/販売するのに不可欠な制度技適についてわかりやすく解説しました．あわせて認証も説明します．

〈表1〉免許不要局
免許は要らないが微弱無線局以外は「技適」または「認証」が必要

種　別	具体例
微弱無線局	自動車キーレス・エントリ，FMトランスミッタ，FMマイク，玩具，無線マウス，インターカム，無線式呼び鈴，ベビーモニタなど
市民無線局(CB無線局)	27 MHz帯8波で出力0.5 W以下の無線設備
特定無線局	小電力無線機器，ドローン，携帯電話端末，携帯基地局，UWB無線，無線LAN，Bluetoothなど
登録局	簡易ディジタル無線設備(350 MHz帯地上専用82チャネルで出力5 W以下，上空専用15チャネルで出力1 W以下のもの)

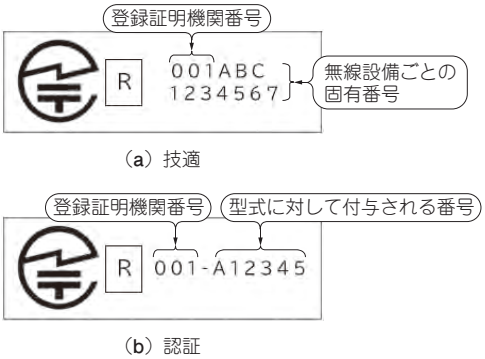

〈図1〉技適/認証マークの例
頭3ケタにハイフンが続くのが「認証」と見分けられる

無線装置を製造するために必要なこと

■ 無線機器には「技適」か「認証」が必要

日本では無線機器を使用するのに電波法が定める無線局免許を取得する必要があります．ただし**表1**に示す無線機器は免許不要局として扱われますが，免許不要といってもそのままで使用できるわけではありません．

表1に記した免許不要局は，微弱無線局以外は技術基準適合証明(技適)または工事設計認証(認証)が必要です．つまり，実用的に使用する無線設備は技適または認証が必要と思って間違いありません．

■ 技適と認証の使い分け

● 小ロットなら技適で大ロットなら認証

表2に技適と認証の比較を示します．技適は無線設備そのものを検査し1台ごとに証明するのに対し，認証はその型式に対して与えるもので台数に制限がありません．つまり証明を受ける無線設備の台数によりどちらかを選びます．小ロットならば技適を，大量生産/販売する場合は認証を選ぶことになります．また認証を取るという意味で「技適を取る」という人が多いですが，厳密には誤りなのでご注意ください．

図1は技適と認証の表示例です．どちらもいわゆる技適マークと呼ばれる表示です．一見違いがわかりに

〈表2〉技適と認証の比較

項　目	技　適	認　証
小ロット	○	×
大量生産	×	○
書類の数	少ない	多い
確認方法書(ISO認定書など)	不要	必要
料金	少台数なら安い	台数に関係なく定額
試験	抜き取り	1台のみ
証明	1台ごと	1型式のみ
事業者	個人も可	法人のみ